

被備者側態度

要求の主なものは旧会社に対するものなり

他は有数の子債十千円以下に取替を以て公認を以てする
電車は遂に停止するに至る

調停新案の性格

電車運上り支障は市民に迷惑を及ぼすこと大
なり以下市電共約二旧会社と討て交渉解決の甚だ力
にあり

意図するに即して

1. 横浜市の旧会社は六月二十日までに受取金
（四月一日より市電共）六十十年三月三十日
の株主総会に於て
旧会社は三十日までに返却し
十六日以内に社債の償還を以て支取（旧社
は返却し）

二. 旧会社は元勘定年報に依りての例を、
但し是期に於ては
三年未納勘定額を以て
支取す

（附記）a. 社は市債の
封鎖を以てして
b. 年報は旧備人の
条件に即して
勘定年報に
依りて

株主の利益を以て
計する

又、旧会社の市債は
報考を以て
貸入額トノ下ニ
大違ひあり
株主の利益を以て
計する

4. 株主の利益を以て
計する
不平な懐中するなり